

東京漁調指示第13号（案）

東京海区（東京都内湾海域及び小笠原海域を除く。）におけるいか釣漁業（あおりいかを除く。以下「この漁業」という。）について、漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項の規定に基づき、次のとおり指示する。

令和2年12月 日 （公報登載日）

東京海区漁業調整委員会
会長 有元 貴文

（禁止操業）

- 1 この漁業において、次に掲げる操業をしてはならない。
 - (1) 総トン数30トン以上の船舶を使用する操業
 - (2) アンカー（シーアンカーを含む。）等で船舶（船外機船を除く。）を固定して行う操業
 - (3) 敷設されている定置漁具から500メートル以内で行う操業
 - (4) 電球の総設備容量が、7000ワットを超える集魚灯を使用する操業
 - (5) 令和3年9月1日から令和4年1月31日までの操業（大島陸岸から3海里以内の海域における総トン数5トン未満の船舶の操業を除く。）

（承認操業）

- 2 総トン数5トン以上30トン未満の船舶を使用してこの漁業を操業しようとする者は、次のとおり、船舶ごとに東京海区漁業調整委員会（以下「委員会」という。）の承認を受けなければならない。

- (1) 承認隻数

この漁業の承認できる隻数の最高限度は365隻とし、都県別の隻数は、次のとおりとする。

東京都	200隻
神奈川県	30隻
千葉県	25隻
静岡県	90隻
その他の県	20隻

- (2) 承認書の備付け及び操業旗章の掲揚

この漁業の承認を受けた者は、操業の際、使用する船舶ごとに、委員会が交付した承認書を所持するとともに、委員会が別に定める操業旗章を掲揚しなければならない。

ない。

(3) 操業実績報告書の提出義務

この漁業の承認を受けた者は、船舶ごとに、令和3年10月29日までに、委員会が別に定める操業実績報告書を委員会に提出しなければならない。

(4) 取扱要領

この指示に定めるもののほか、操業の承認に関する取扱いについては、別に委員会が定めるところによる。

(指示の有効期間)

3 この指示の有効期間は、令和3年2月1日から令和4年1月31日までとする。

注) : _____ 今回の変更箇所